

第9次秋田県交通安全計画(案)の概要について

県民文化政策課

策定の趣旨

- 交通安全対策基本法及び国の第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日決定)に基づき、第9次秋田県交通安全計画を策定する。

計画の性格

- 交通安全対策基本法第25条の規定に基づく計画
- 昭和46年度から5年ごとに策定している本県の交通安全施策の大綱

対象期間

平成23年度～平成27年度

基本理念

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない秋田県を目指す。
- 「人優先」を基本とし、交通社会を構成する人間、交通機関及び交通環境の相互の関連を重視しながら、施策を総合的かつ継続的に推進する。
- 成果目標を設定し、県民の理解と協力のもと、関係機関・団体が連携・協働して施策を推進する。

第1 道路交通事故の安全

○第9次目標

死者数	40人以下
死傷者数	3,000人以下

○現状(第8次期間)

	目標	H18	H19	H20	H21	H22
死者数	60人以下	74	71	61	64	60
死傷者数	5,000人以下	5,877	5,534	4,824	4,552	4,044

単位:人

【対策の視点】

- ①県民自らの意識改革
- ②高齢者及び子どもの安全確保
- ③歩行者及び自転車の安全確保
- ④生活道路及び幹線道路における安全確保

【対策の柱】	【主な施策】
①県民一人ひとりの交通安全意識の高揚	普及啓発活動の推進、幼児から高齢者までの段階的・体系的な交通安全教育の推進、「ストップ! ザ 高齢者交通死亡事故」の推進
②安全運転の確保	高齢運転者対策の充実、安全運転管理の推進
③道路交通環境の整備	交通安全施設等整備事業の推進、事故ゼロプランの推進、災害に備えた道路交通環境の整備
④車両の安全性の確保	自動車の検査及び点検整備の充実、不正改造車の排除
⑤道路交通秩序の維持	交通の指導取締りの強化、交通犯罪の捜査体制の強化
⑥救助・救急活動の充実	救急救命士の養成・配置の促進、救急医療体制の整備
⑦被害者支援の推進	交通事故相談活動の推進、被害者等の心情に配慮した対策の推進

第2 鉄道交通の安全

○目標

①乗客の死者数:ゼロ
②運転事故件数の減少

○現状(第8次期間)

- ①死者数:年平均2人
- ②運転事故件数:年平均4件

第3 踏切道における交通の安全

○目標

踏切事故件数:ゼロ

○現状(第8次期間)

踏切事故件数:年平均3件

今後の計画策定スケジュール

平成23年6月下旬～7月下旬
7月下旬
7月下旬

パブリックコメントの実施
秋田県交通安全対策会議幹事会で計画案の検討
秋田県交通安全対策会議で計画決定